

# 森林・山村多面的機能発揮対策実施要領の運用について

制 定 平成25年7月30日 千里保第 3号  
一部改正 平成25年10月9日 千里保第13号  
千葉県里山林保全整備推進地域協議会長通知

## I 基本的事項

この事業は、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の活性化を目的に、森林所有者や地域住民・NPO等が協力して、主体的かつ積極的に行う里山林の保全整備等の活動を支援するものである。

一方、支援のための国の交付金については、使途や会計経理の厳格化が求められることから、林野庁が定めた「森林・山村多面的機能発揮対策実施要領」（以下「実施要領」という。）に加え、千葉県里山林保全整備推進地域協議会（以下「地域協議会」という。）として必要な事項について、この運用で定める。

## II 個別事項

### 第1 活動組織の要件について

- 1 活動組織には、会計責任者が置かれており、代表者が会計責任者を兼ねてはならない
- 2 活動組織は、実施要領（別紙3）（以下「（別紙3）」という。）第4\_6（2）ウに基づき、この事業の金銭の出納のためだけの預金口座を金融機関に開設しなければならない。  
なお、当該口座で発生した利子は、「その他の収入」として経理し、当該活動に充てなければならない。
- 3 活動組織は、この事業の会計経理について、単独の者の判断で金銭の出納が行われないような体制になっていなければならない。

### 第2 事業の実施方法について

- 1 活動組織は、地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプにより、森林（竹林を含む）の整備以外の活動を行う場合であっても、必ず森林の整備と併せて実施しなければならない。
- 2 活動組織は、活動を行う区域の外周に木杭等の目印を設置し、交付金事業終了後5年間この目印を保全しなければならない。
- 3 地域協議会は、活動計画の採択後、活動組織の立会のもと適宜現地調査を行い、2の目印に基づき活動区域を確認するものとする。  
また、調査の際には、（別紙3）第4\_2（4）によりあらかじめ活動組織から提出された計画図をもとに、簡易な測量器具（ポケットコンパス等）により外周測量を行い活動区域の確認を行うものとする。

- 4 活動組織は、立木の伐採や刈払い機の使用など危険を伴う作業を行う場合には、安全講習を受けている者をこれにあてるとともに、必ず傷害保険に加入しなければならない。
- 5 活動組織は、活動作業の記録写真について、作業の実施状況や参加人員がわかるよう多めに撮影をするものとし、実施状況の報告に添付する作業写真整理帳に貼付した以外の写真についても、整理し5年間は保管しておかなければならない。

### 第3 交付金について

- 1 平成25年度の交付金については、活動計画作成等を除き、地域協議会より実施計画について（別紙）第4\_3（2）の採択通知があった後の活動が対象となる。
- 2 採択内容に変更が生じた場合で、（別紙3）第4\_5に基づく地域協議会長の承認等必要な手続きを行っていない場合には、手続き以前に行われた活動は交付金の対象とはしない。
- 3 活動組織の代表者は、地域協議会長から交付金の返納を求められることのないよう、採択を受けた活動計画に基づき活動が行われているか常に確認を行わなければならない。

### 第4 交付金の使途について

- 1 日当については、以下の額を超えないものとする。
  - 森林整備など屋外で作業を行う場合  
半日：3,000円 1日：5,000円
  - 計画書の作成など屋内で作業を行う場合  
半日：2,000円 1日：3,000円なお、作業場所等への旅費は日当に含むものとする。
- 2 食糧費は、実際に活動（屋外作業及び屋内作業）を行う際の飲食費（弁当代）として、以下の額を超えないものとする。
  - 1人1日 1,000円（飲み物代を含む）
- 3 活動組織が交付金で購入したヘルメット、安全靴、なた、のこぎり等については、活動組織から各個人に貸与するものとし、活動組織の代表者は、これらの装備等の貸与台帳を整備して、常に個数等を確認し適切に管理しなければならない。
- 4 森林空間利用タイプにおける「環境教育等」の実施にあたり、外部より講師を招聘した場合の謝金については、以下の額を超えないものとする。
  - 1人1日 20,000円（交通費を含む）
- 5 資機材の購入にあたっては、事業効果を勘案し、経常的な活動に用いる資機材は原則として初年度に購入するものとする。  
ただし、協議会が認める場合はこの限りではない。

### 第5 実施状況の確認について

- 1 （別紙3）第4\_8（1）に基づき地域協議会長が行う実施状況の確認は、原則

として現地確認を行うものとし、県及び市町村の担当者はこれに立ち会うものとする。

- 2 地域協議会長は、1の現地調査において活動区域に疑義が生じた場合には、活動組織の構成員の立会のもと測量を行い、活動を行った区域の面積を明らかにしなければならない。
- 3 地域協議会長は、実施状況の確認を行ったときは、別紙様式1-1、1-2による実施状況確認調書を作成するとともに、確認状況の写真を撮影し他の書類とともに5年間保管しなければならない。

附則 この運用は、平成25年7月30日から施行する。

附則 この運用は、平成25年10月9日から施行する。

(別紙様式 1 - 1)

森林・山村多面的機能発揮対策実施状況確認調書

平成 年 月 日

千葉県里山林保全整備推進地域協議会  
事務局 印

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（別紙 3）第 4\_8（1）の規定に基づき実施状況の確認を行ったところ、以下のとおりでした。

活動組織名	
活動組織の住所	
代表者の氏名	
活動場所	
採択決定日	平成 年 月 日
実施状況報告提出日	平成 年 月 日
実施状況確認日	平成 年 月 日
確認立会者	活動組織： 県： 市町村：
確認状況	別紙調査附表（様式 1 - 2）のとおり
確認結果	※

※「書類及び現地において活動計画書に従い活動が行われたことを確認するとともに、適切に会計処理が行われていることを確認した。」等を記載する。

